

令和6年度保育所等の入所案内

受付期間: 11月8日(水)～11月13日(月)(土・日祝日除く)

時間: 午前8時30分～午後5時 (時間内に間に合わない場合はご連絡ください。)

場所: ふれあいの丘保健センター (町内保育施設在園児は保育施設可)

お問い合わせ先: TEL0968-85-6557

教育・保育施設について

- ①保育所とは… 就労などにより家庭で保育ができない保護者に代わって保育をする施設です。
- ②認定こども園とは… 幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設で、地域での子育て支援を行う施設です。

保育所等を利用するには

保育所等の利用を希望する場合は、教育・保育認定を受ける必要があります。

(1) 認定区分

認定区分	内 容	利用できる主な施設
1号認定 (教育認定)	満3歳以上で、幼児教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で、保育を必要とする事由に該当する場合	認定こども園 保育所
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で、保育を必要とする事由に該当する場合	認定こども園 保育所

(2) 保育必要量

保育認定には、短時間と標準時間があります。

	就労時間 (ひと月)	最大利用時間
標準時間	120時間以上	7:00～18:00
短時間	3歳以上児 48時間以上 120時間未満 3歳未満児 64時間以上 120時間未満	8:00～16:00

(3) 保育を必要とする事由

	保育を必要とする事由	内容	必要量		認定期間
			標準時間	短時間	
1	就労	1ヶ月に64時間以上就労している※1	○	○	小学校就学前までの範囲で保育の必要性が認められる期間
2	妊娠・出産	妊娠中または出産後間もないため保育ができない	○	△	産前2か月産後3か月
3	保護者の疾病・障がい	疾病もしくは負傷し、又は心身に障害があり、児童の保育ができない場合	○	△	小学校就学前までの範囲で保育の必要性が認められる期間
4	同居親族等の介護・看護	長期にわたって常時介護看護しており保育ができない場合	○	○	小学校就学前までの範囲で保育の必要性が認められる期間
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっているため保育ができない	○	△	小学校就学前までの範囲で保育の必要性が認められる期間
6	求職活動	起業準備を含み認定基準を満たす仕事を探しているため保育ができない	×	○	認定期間開始から3月
7	就学	学校に在籍若しくは職業訓練受けているため保育ができない	○	○	卒業予定日かその月の月末まで
8	虐待・DV	保育の必要性が認められる場合	○	△	小学校就学前までの範囲で保育の必要性が認められる期間
9	育児休業	すでに入所している兄弟児がいて継続入所希望の場合	×	○	小学校就学前までの範囲で保育の必要性が認められる期間
10	その他上記に類するとして町長が認める者	保育を必要とする特別な理由がある	○	○	小学校就学前までの範囲で保育の必要性が認められる期間

どちらの区分で認定を受けた場合でも保護者が必要とする時間内での利用をお願いします。

※1 3歳以上児の場合48時間以上

申込

申し込みの際、家庭状況の聞き取り（面接）を行います。お時間にゆとりをもって家庭の状況がわかる方がお越しく下さい。

提出書類

①申込書 ※新規・継続いずれも児童一人につき1枚必要です。

■新規（施設変更） 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼
保育所・認定こども園・地域型保育所入所申込書

■継続 保育所・認定こども園・地域型保育所継続入所申込書

■利用時間変更 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書

②保育を必要とする事由を証明する書類（新規・継続・変更共通）

	必要書類	留意事項等
就労	<input type="checkbox"/> 就労（内定）証明書 <input type="checkbox"/> 起業届	
求職活動中 （起業準備 中）	<input type="checkbox"/> 求職活動専念届兼退所 届	原則3か月を過ぎると退所になります。 就職先が決まったら速やかに就労（内定）証明書を提出してください。 週3日以上月48時間以上の就労に相当する求職活動を行う場合入所 可能
就学 （職業訓 練）	<input type="checkbox"/> 在学証明 <input type="checkbox"/> 職業訓練を受けている 状況がわかる資料	学校の様式とし、学生証は不可
災害復旧	<input type="checkbox"/> 罹災証明書	
出産前後	<input type="checkbox"/> 母子手帳（写し）	
育児休業	<input type="checkbox"/> 母子手帳+就労証明書	標準時間認定を受けていた場合は変更申請が必要になります
育休復帰	<input type="checkbox"/> 就労証明書	標準時間に変わる場合は変更申請書も必要になります
疾病・障が い	<input type="checkbox"/> 医師の診断書 <input type="checkbox"/> 障害者手帳（写し） <input type="checkbox"/> 障害年金・特別児童扶養 手当	家庭で児童を保育することができないことを証明できる内容の医師 の診断書が必要になります。
介護・看護	<input type="checkbox"/> 民生委員意見書 <input type="checkbox"/> 診断書等	
虐待・DV	<input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力被害 者の保護に関する証明書 <input type="checkbox"/> 児童相談書意見書等	

※保育利用時間の変更は月単位になります。申請は変更希望月の前月10日までに申請書及び就労証明書の提出をお願いします。

町内施設一覧

名 称		園 長	定員	住 所	電話番号	延長保育	一時保育
社会福祉法人	認可保 育園	徳成起枝子	90 名	木葉 681 番地 1	85-3384	有（午後7時まで） 土曜日（午後5時まで）	有
木葉昭和児童園（私立）							
社会福祉法人	認定こ ども園	平木 覚	120 名	白木 1321 番地	85-2229	有（午後7時まで） 土曜日（午後5時まで）	有
山北保育園（私立）							

延長保育利用希望の場合は施設への申請が必要です。利用料30分毎100円となっております。
一時預かりは週3日以内 利用料は半日1000円、1日1500円です。

町外の施設利用申し込みについて

保育認定を受けて町外の保育所等を利用できるのは、通勤途中に保育所等があるか、その保育所等の近くに勤務している場合で、町内の保育所等では保育時間内に迎えに行けないなどの支障がある場合です。

また、通常、施設所在市町村の住民が優先されますので、状況等によりご希望に添えない場合があります。

利用者負担額（保育料）・副食費

1) 算定方法

利用者負担額・副食費は原則保護者の市町村民税の額をもとに算定します。（9月で年度切り替えがあります。）

4月～8月分は前年度の市町村民税に基づく利用者負担額、9月～翌3月分は当年度の市町村民税に基づく利用者負担額

■父母の収入が一定の基準額を下回る場合、同居の祖父母の税額により算定する場合があります。

年齢は年度初日の前日の満年齢で決定します。

■利用者負担額は各月の初日が在籍の基準日になりますので、在籍した月は、児童の出席日数に関わらず、1か月分の利用者負担額が必要になります。（利用者負担額の日割り計算はいたしません。）

■利用者負担額算定の基礎となる市町村民税所得割額には、寄付金控除や、住宅借入金等特別控除額などの税額控除は適用されません。

2) 利用者負担額・副食費の納付

①利用者負担額

納付の方法は施設の種類によって異なります。

■私立認可保育所…町が徴収します。口座振替（肥後銀行・ゆうちょ銀行・熊本銀行・玉名農協）で納入していただきます。

指定されました金融機関の口座より毎月末に引き落としを
します。(12月は25日です。)

■公立保育所…施設所在地の市町村へ納付になります。

■上記以外の施設…施設へ直接納付になります。

②副食費

副食費は施設へ直接納付になります。

3) 利用者負担額・副食費の減免

■非課税世帯

■低所得世帯(副食費のみ)

■多子世帯(18歳未満の児童を3人以上扶養している世帯)による軽減

(所得割課税額301,000円以上の世帯は除きます)

○第3子以降の児童が入所・・・保育料を全額軽減し、無料とします。副食費は4700円を上限とした補助があります。(令和5年10月1日現在)

◎その他、所得割額に応じた軽減措置があります。詳しくは、別紙「利用者負担額表」を参照
ください。

■同一世帯から2人以上の児童が入所している場合
(利用者負担額のみ)

① 最も年齢が高い児童	② 2番目に年齢の高い児童	③ ①及び②以外の児童
全額徴収	半額徴収	0円

教育・保育費用等 令和4年度保育所運営費 約234,307,000円

特定教育・保育施設の運営は利用者負担金だけでなく大半は多額の公的負担(税金の投入)
でなされています。基準に当てはまらない場合での入所がないようお願いします。



入所後のお願い

次のような場合は必ず保健センターに届け出をして下さい。

書類の記入が必要になりますので、印鑑(認印)をご持参ください。

① 家庭の状況に変更があった場合

住所・氏名・家族の状況が変わったとき・・・「変更届」を提出してください。

勤務先・仕事内容が変わったとき・・・「就労(雇用内定)証明書」を提出してくだ
さい。

- ② **家庭で保育することが可能になった場合**
「退所届」を提出してください。
- ③ **玉東町から転出する場合（転出後、引き続き同じ保育施設を利用したい場合）**
「退所届」を提出してください。引き続き同じ保育施設を利用したい場合は、転出先の市町村で再度入所申し込みが必要になります。
- ④ **お子さんの病気やけがなどにより1ヶ月以上保育施設を休む場合**
保育担当（保健介護課）に速やかにご連絡ください。
- ⑤ **「求職活動」を理由に申し込みをされた場合**
入所承諾期間を3ヶ月間とします。求職活動の状況を「求職活動報告書」にてお知らせください
- ⑥ **出産の前後**
産前2月、産後3月までは標準時間でのご利用が可能です。育児休業中も引き続き入所希望の場合は、届け出が必要になります。
- ⑦ **税額が変更になった場合**
修正申告等により昨年度、今年度の住民税額が変更になった場合は届出てください。